

フォレストック認定制度森林認証機関等設定基準

令和1年8月9日

一般社団法人フォレストック協会

第1章 趣旨

フォレストストック認定制度（以下「認定制度」という。）は、持続的な森林の管理・経営の推進、森林の生物多様性の保全レベルの維持・向上、化石燃料等の枯渇性資源の代替につながる間伐材を含む森林の持続的利用の推進、森林が有する炭素循環（CO₂吸収）への寄与による地球温暖化防止等、その他日本の森林が果たしている多様な公益的機能の増加に資するよう、適切な管理がなされた森林の森林吸収量（CO₂吸収量）を算定し、これを有価に変えることにより（クレジット化することにより）、企業等に売買することを可能とし、その販売収益が森林の整備保全に繋がっていくことを目的としている。

また、認定制度を進めていくうえで使用する認定制度に関する規定を「フォレストストック認定制度規定集」（以下「規定集」という。）に定めており、認定制度における認定基準、生物多様性、森林の管理・経営及び森林吸収量（CO₂吸収量）の評価手順及び評価方法については「森づくりにおける森林吸収源・生物多様性等評価基準」（以下「評価基準」という。）において定めている。

この基準は、規定集及び評価基準にある森林の調査・評価を行う「森林認証機関」及びその報告書等について審査する「審査機関」について定めたものである。

第2章 森林認証機関

1. 一般社団法人フォレストストック協会（以下「当協会」という。）は、申請のあった機関について、次の要件を満たし、当協会が適切と認めた機関に対して承認し、公表するものとする。
 - (1) 日本において法人登記がなされている機関
 - (2) 森林の管理経営並びにその経済的、社会的及び自然的環境に関する十分な知識と技術的能力を有していること。
 - (3) 認定制度について、公正に森林へ適用する技術的能力を有していること。
 - (4) 森林・林業に関する法令・制度に関する知識を有していること。
 - (5) (1)～(4)に関する適切な実績を有していること。
2. 1の要件に加え次の資格のいずれかを有する機関で且つ認証実績を持ち、当協会が適切と認めた機関について対象とする。
 - (1) S G E C（（一社）緑の循環認証会議）認証機関資格取得機関
 - (2) F S C 認定の認証機関またはその森林認証審査が実施可能な認証資格取得機関
 - (3) その他森林に関する認証機関資格

3. 認証機関の資格の取得を希望する者は、次の事項を記載した申請書を当協会に提出する。

- (1) 機関の名称及び代表者の氏名並びに住所
- (2) 組織及び業務の概要
- (3) 認証調査業務の執行体制
- (4) 認証調査要員の資格の保有状況等
- (5) 1, 2の要件
- (6) 具体的な実績に関する情報

4. 当協会は、申請を受けた場合には、一般社団法人フォレストック協会理事会（以下「理事会」という。）の承認を得て当該機関には認証機関としての可否を通知し、その可とする機関について公表する。

また、理事会は、次の項目について審査するものとする。

- (1) 申請機関の組織及び業務の概要
- (2) 申請機関の執行体制
- (3) 申請機関要員の資格保有状況
- (4) 1, 2の要件
- (5) 具体的実績

5. 認証機関の資格の有効期間は、特に設けないものとする。ただし、認証機関としての有資格として疑義があった場合、当協会及び理事会により資格の有無等を判断するものとする。

また、認証機関の資格を抹消した場合は、当該機関に通知し公表するものとする。

第3章 審査機関

1. 当協会は、申請のあった機関について、次の要件を満たし、当協会が適切と認めた機関に対して承認し、公表するものとする。

- (1) 日本において法人登記がなされている機関
- (2) 認定制度の認定取得のために作成される「森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書」の記載内容に対し、規定集・評価基準の内容を把握したうえで、客観的に審査・検証する能力を有していること。
- (3) 審査・検証を実施するに当たり、独立性及び公正性が認められていること。
- (4) 森林・林業に関する法令・制度に関する知識を有していること。
- (5) (1)～(4)を裏付ける適切な実績を有していること。

2. 審査機関の資格の取得を希望する者は、次の事項を記載した申請書を当協会に提出する。

- (1) 機関の名称及び代表者の氏名並びに住所
- (2) 組織及び業務の概要
- (3) 審査業務の執行体制
- (4) 審査要員の資格の保有状況等
- (5) 1の要件

3. 当協会は、申請を受けた場合には、一般社団法人フォレストック協会理事会（以下「理事会」という。）の承認を得て当該機関には審査機関としての可否を通知し、その可とする機関について公表する。

また、理事会は、次の項目について審査するものとする。

- (1) 申請機関の組織及び業務の概要
- (2) 申請機関の執行体制
- (3) 申請機関要員の資格保有状況
- (4) 1の要件

4. 審査機関の資格の有効期間は、特に設けないものとする。ただし、審査機関としての有資格として疑義があった場合、当協会及び理事会により資格の有無等を判断するものとする。

また、審査機関の資格を抹消した場合は、当該機関に通知し公表するものとする。

制定・改正・適用日等

平成27年9月1日

制定 同日適用

令和 1年8月9日

一部改正 同日適用

〔お問い合わせ先等〕

☆その他フォレストック認定制度に関する情報に関しては、当協会ホームページをご参照下さい。

URL ; <http://www.forestock.or.jp>

☆フォレストック認定制度についての問い合わせ先は、下記のとおりです。

《連絡先》

〒100-6105

東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー5階

一般社団法人フォレストック協会

お問い合わせ先 : info@forestock.or.jp